

堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会場の規模等を考慮して、その都度会長が定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

(報道関係者)

第3条 会長は、特に必要があると認める場合は、報道関係者席を設けることができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴者及び報道関係者は、会議当日、所定の場所で、受付をしなければならない。

2 傍聴希望者が第2条の規定により会長が定める定員を超えるときは、先着順とする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
- (3) 拡声器、メガホンの類又は笛、太鼓の類を携帯している者
- (4) 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者（ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合を除く。）
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議進行の妨害となるおそれがある者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、全て議長の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) ゼッケン、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語や飲食等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (5) 写真等の撮影、録画又は録音を行わないこと。（ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合を除く。）
- (6) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電子機器類の電源を切ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を

しないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 議長は、傍聴者がこの規程に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させるものとする。また、運営規程第2条ただし書の規定により、会議を非公開とする場合も同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。